

第10回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和4年3月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 南部部長・遠藤副部長・久米寛治委員・岡部委員・幸田委員・中村委員・久米博委員・森委員・吉岡委員・竹内委員・久積委員・山本委員・高谷委員・尾崎委員・井出委員・植田委員・西野委員
- 欠席委員 阪井委員・厚田委員
- 松江局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 南部部長 (部長挨拶)
それでは第10回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は橘地区の岡部委員と新野地区の幸田委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法の規定による許可申請の取下（取消）について（3条）
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による事業計画変更について
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
ただし、農業委員会等に関する法律第31条により、10ページの第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 No.9については〇〇〇〇委員の案件であるため別途審議とし、この案件以外を一括上程いたします。
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は3月22日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可

相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長

それでは福井地区からご報告します。福井地区は3月22日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長

次に、橘地区お願いします。

岡部委員

それでは橘地区からご報告します。橘地区は3月22日に福井公民館にて椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長

次に、新野地区お願いします。

中村委員

それでは新野地区からご報告します。新野地区は3月17日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長

次に、桑野地区お願いします。

森委員

それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は3月22日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では、許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、見能林地区お願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は3月18日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は3月18日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、宝田地区お願いします。

竹内委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は3月18日に事務局にて

見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、長生地区申し上げます。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は3月22日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、中野島地区申し上げます。

遠藤副部長 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は3月22日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の13ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、大野地区申し上げます。

山本委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は3月18日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では、許可相当としました。

議案書の５ページをお開きください。第４号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の１４ページをお開きください。第６号議案「委員による朗読・説明」法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、加茂谷地区申し上げます。

高谷委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は３月２２日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の１４ページをお開きください。第６号議案「委員による朗読・説明」法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、那賀川地区申し上げます。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は３月１８日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の２ページをお開きください。第２号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の４ページをお開きください。第３号議案「法第３条第２項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の１５ページをお開きください。第６号議案「委員による朗読・説明」法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、羽ノ浦地区申し上げます。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区今回議案はございませ

ん。

南部部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

南部部長 それでは、意見もないようなので、この案件について採決したいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇委員には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇委員 退室)

南部部長 議事を再開します。
それでは、10ページの第6号議案No.9について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

南部部長 それでは、10ページの第6号議案No.9について、承認といたします。
退室した〇〇〇〇〇委員に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇委員 入室)

南部部長 議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

岡部委員 議案書6ページの第5号議案No.5の工場緑地とはどういうものですか。

事務局 工場立地法により敷地内には一定の緑地を設けなければならないと義務付けられており、種類は確認しておりませんが、樹木を植え整備する計画となっております。

久積委員 議案書3ページの第3号議案No.1と8ページの第6号議案No.1について、譲受人が同じだが、どうしてこのようになっているのか。

事務局 農地が第3号議案は白地と第6号議案は青地の違いです。

南部部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

松江局長 報告します。第１０回農地部定例会議案については、全て承認です。

南部部長 ただいま事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

南部部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

事務局 和解の仲介申立について説明

南部部長 ただいま事務局から報告があったとおり仲介委員を３名決めなければなりません。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

一同 異議なし

南部部長 それでは、竹内委員、植田委員、わたくし南部の３名とさせていただきます。

南部部長 他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

《議案外、その他》

南部部長 以上をもちまして、第１０回農地部定例会を閉会いたします。次回は、４月２５日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会